

令和6年9月4日

令和5年度 指定管理者業務総合評価書

施設	大館市民文化会館
指定管理者	一般財団法人大館市文教振興事業団
期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

指定管理者基本協定書第5条（指定管理者が行う業務の範囲）について、業務の履行状態について評価を行った結果は次のとおりです。

総合評価結果 B

（評価内容）

- A：協定書、要求水準の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
- B：おおむね協定書、要求水準の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。
- C：協定書、要求水準の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
- D：協定書、要求水準の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。